令和８年度 鳥取県会計年度任用職員（農業技術員　花き）
採用試験募集案内

◆鳥取県園芸試験場◆
〒689-2221　東伯郡北栄町由良宿2048　電話(0858)37－4211
ホームページ　https://www.pref.tottori.lg.jp/engei/

１　受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和８年１２月１日（火）～１２月２１日（月） ◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。 ◎郵送の場合は、１２月２１日（月）までに必着の方に限り受け付けします。 ◎持参による場合の受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和８年１２月２４日（木） ◎集合時刻　　午前９時（遅刻不可） ◎試験開始時刻　午前９時１５分 （運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。）。
試験会場	**鳥取県園芸試験場**（東伯郡北栄町由良宿２０４８）
試験結果発表日	**試験日から７日以内**

２　募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職　種	区分	採用予定者数	職務内容	配属先
農業技術員	花き	１名	・花きの管理作業全般補助 ・試験研究調査補助（集計、調査等） ・試験場内環境整備作業等	園芸試験場 花き研究室

３　受験資格等

（１）年齢、性別を問いません。
（２）必要な資格、免許等
　・普通自動車運転免許(AT 限定可)を有していること
（３）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第１６条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
　・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
　・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
　・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
　・地方公務員法附則（平成 11 年 12 月８日法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者
（４）日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

４　求める人材

職　種	区　分	内　容
農業技術員	花き	・園芸に関する一般的知識

5　試験内容

試　験　種　目	配　点	内　　容
専門試験（実物鑑定）	３０点	農業技術員として必要な知見を確認するための実物鑑定試験（約１０分）
人物試験	７０点	個別面接による人物についての口述試験（約２０分）

6　任用期間
令和９年２月１日～令和９年３月３１日（予定）

7　勤務条件（予定）

給　与	○報酬　日額９，７７０円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 ○期末勤勉手当（任用期間が６月以上で基準日（６月１日・12月１日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（６月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道２km以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、１月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。 また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、１月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。
福　利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 （※加入条件を満たす場合に限ります。）
休　暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大１年間に１０日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各８週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月１５日以内　　※勤務日数は年間１６５日程度 午前８時３０分から午後５時１５分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。
任用の期　間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用４回まで）。

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

8　受験申込手続

提出書類等	◎採用試験申込書　１部 ※申込書に顔写真を貼付すること。
申込み先	◎郵送・持参 鳥取県園芸試験場　総務担当 〒689-2221　東伯郡北栄町由良宿2048 電話（0858)37-4211

申込書の記載方法	1　記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2　連絡先は、棟、号室まで正確に記入ください。携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 3　最終学歴欄には、最終学歴だけ記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。） 4　農作業経験、県での勤務経験、職歴の欄には、該当する番号及び項目を○で囲んでください。
受　験　票	◎受験票は交付しません。 ※試験当日には運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。
注意事項	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員（農業技術員）受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

9　採用予定者の決定方法

（1）専門試験（実物鑑定）及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

（2）補欠合格者は、採用予定者の辞退又取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の登録有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※　補欠合格有効期限　令和９年１月３１日(日)まで

10　試験結果の発表

試験結果について全員に通知します。採用予定者には、発表日以後に採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

11　試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和４年鳥取県条例第 29 号）第１４条第１項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開　示　の　内　容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から１月間	鳥取県園芸試験場

試験結果の開示の請求は、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に 110 円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形３号（12 ㎝×23 ㎝）〕を持参してください。

12　試験に関する注意事項

（1）試験当日は、集合時刻までに受付を終了してください。集合時刻に遅れた場合は、原則受験できません。

（2）受験の際は、運転免許証など写真付きの身分証明書を持参してください。

（3）施設、敷地内での喫煙は禁止します。

13　個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません

【会場地図】

